

### 監査法人等に係る「令和5年版モニタリングレポート」の公表

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課長 八木原 栄二

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査品質の向上と監査の信頼性確保の観点から、監査事務所に対する審査及び検査等（モニタリング）を実施しており、このモニタリングを通じて把握した監査事務所の状況等について、できるだけ分かりやすい形で情報提供するとの観点から、年次で「モニタリングレポート」を公表している。令和5年版（7月14日公表）では、監査事務所や被監査会社の概況に関するデータのほか、審査会のモニタリングを通じて入手した最新の情報を記載している。

#### 「令和5年版モニタリングレポート」のポイント

##### 「Ⅰ. 監査業界の概観」

公認会計士、監査事務所、被監査会社などの概況を記載し、監査業界の全体像を俯瞰している。大手監査法人への監査業務の集中や、公認会計士試験関係、金融機関監査及びIPO監査の状況等に関する情報のほか、改訂された「監査に関する品質管理基準」への対応状況について記載している。

##### 「Ⅱ. 審査会によるモニタリング」

審査会のモニタリングの状況（審査、報告徴収及び検査の状況等）のほか、大手・準大手監査法人と中小規模監査事務所の検査結果を踏まえた総合評価（5段階）の状況などを記載している。また、令和5事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の概要についても記載している。

##### 「Ⅲ. 監査事務所の運営状況」

審査会のモニタリングを通じて把握した監査事

務所の運営状況等について紹介しており、監査事務所を構成する社員や職員の状況や監査事務所自らが監査品質の向上のために取り組んでいる品質管理システムの監視の状況等について記載している。また、会計監査人の異動件数が引き続き高い水準で推移しており、監査事務所の規模別でも大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所への異動傾向が続いている。なお、令和4年5月の公認会計士法改正に伴う関連政府令により、上場国内会社の監査を行う監査法人に対して監査法人のガバナンス・コード（以下「コード」という。）に沿った業務を実施する体制等が義務付けられたことから、中小監査法人の受入れに馴染む内容とするコードの改訂についてコラムで紹介している。

##### 「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応」

「上場会社等監査人登録制度」の導入等、近時の監査をめぐる環境変化を踏まえた日本公認会計士協会による対応を含めた中小規模監査事務所をめぐる動向や四半期開示制度等の財務報告制度に係る動向、サステナビリティの開示及び保証に係る動向について記載している。

審査会としては、監査品質の維持・向上のため、幅広い層の方々に対して会計監査への関心や意識を高めていくことが重要であり、本レポートがその一助になればと考えている。

本モニタリングレポートの全文は、審査会ウェブサイトから参照することができる。